

平成 30 年 第 5 回農業委員会総会 議事録

日時：平成 30 年 5 月 10 日(木) 14:00～:16 時 10 分

場所：菊池市役所 2 階 204 号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明

2. 出欠状況：出席委員 18 名／18 名

3. 出席委員名簿

農業委員

1 番 工藤清子委員 2 番 永田孝子委員 3 番 歌丸研一委員 4 番 工藤真理子委員
5 番 榎田實委員 6 番 緒方哲郎委員 7 番 永田正一郎委員 8 番 坂田貞志委員
9 番 右田博昭委員 10 番 右田正臣委員 11 番 高山悦子委員 12 番 松永孝志委員
13 番 緒方啓一委員 14 番 丸山利明委員 15 番 荒木孝子委員 16 番 水上義夫委員
17 番 川口毅憲委員 18 番 守塚伸二委員

事務局職員

(本 庁) 坂本高秀、高野美由紀、望月睦美、城栄太郎、近藤孝雄
(七城分室) 小林政純
(旭志分室) 下川利治
(泗水分室) 角田公秀

4. 会議

開 会

【事務局長】

時間になりましたので全員ご起立をお願いします「皆様、こんにちは」ご着席下さい。
只今の出席者数は 18 名です。定足数に達しておりますので只今から平成 30 年第 5 回農業
委員会を開催します。

本日の審議事項はお手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますようよろしくお願
いします。

それでは最初に丸山会長からご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名・又、議事の
進行の方よろしくお願います。

(1) 会長挨拶

【会 長】

会長挨拶。

本日は議案第 1 号から第 9 号と報告案件 3 件でございます。慎重なご審議と活発なご
意見をお願いいたしまして挨拶といたします。

それでは、議事録署名人を指名させていただきます。菊池市農業委員会会議規則第
18 条に基づきまして、議席番号 3 番歌丸研一委員と議席番号 4 番工藤真理子委員を指

名させていただきます。よろしくお願ひします。

5. 議案審議

(1) 第1号 新規就農について

【会 長】

それでは議案第1号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

それでは議案第1号 新規就農についてでございます。

議案書の1頁をお願いいたします。新規就農にあたり別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定いただくものでございます。

今回の案件は、2件です。2頁をお願いいたします。申請者の住所・氏名申請の理由、過去の農業従事状況、取得予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、裏面の3頁の家族構成等につきましては、議案書記載のとおりでございます。去る4月27日担当農業委員でもあります丸山会長と担当農地利用最適化推進委員の坂本委員さん事務局で面談を行ないましたので、その結果を踏まえまして丸山会長よりご意見を願ひいたします。

【丸山会長】

14番丸山でございます。只今事務局より説明がありましたように、この申請者さんは平成12年熊本にIターンされて来られたというお話でした。住居につきましては、非常にわかりにくいと思いますが菊池溪谷を過ぎて阿蘇市との境になります。民家はほとんどなく1軒屋です。そのような中、今回新規就農を申請され、お話を聞くと非常にやる気があります。今回ご主人のほうも一緒に従事されるとのことですが、林業の方を専門とされておられるようですので、奥様のほうが今回申請となっております。そんな中で3条でも出てきますが、計画的には水田、栗と梅、畑を借りて5頁にあげていますような感じで栽培されるということです。栗と梅につきましては実際栽培されております。田んぼの方も田植えの準備をされているということです。機械あたりにつきましては所有者の方をお借りしてやるということです。そのようなことから耕作放棄地あたりも減りますし問題ないと思います。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

【事務局長】

続きまして2件目をご説明します。6頁から7頁になります。申請者、申請の理由につきましては6頁から7頁記載のとおりでございます。この件につきましても4月27日に丸山会長、担当農業委員の工藤清子委員さん、農地利用最適化推進委員の上野委員さんと事務局で面談を行なっております。その結果を踏まえまして工藤委員さんよりご意見を願ひいたします。

【工藤清子委員】

1番の工藤でございます。先月27日会長、事務局長、事務局、推進委員の方と一緒に申請者から事業計画書をもとに面接を行いました。申請者の方は8年間大津の農業法人の会社で葉物野菜の栽培をされ、今回独立して自分自身で農業をやりたいということ

で会社を辞めて、農業大学で1年間勉強をされております。前職場の農業法人の会社で、後継者を育成するのに力を入れられているところがございますので、野菜出荷先についても取引先の冷凍食品加工の会社に出荷するとの話がついております。実家が農家ですので農機具は借りながら、トラクターなど徐々に増やしていく計画です。しっかりとした目標を持っておられ、やる気もありますので地元から応援していきたいと思っております。新規就農されるのに何ら問題ないと思えます。よろしくご審議の程お願い致します。

【会 長】

ただ今、新規就農につきまして事務局、担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

【会 長】

意見もないようですので、新規就農につきまして承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

はい、それでは新規就農として承認することに決定いたします。

(2) 第2号 あっせん登録申出について

【会 長】

次に議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案書8号をお願いします。農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿に登録のため別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ委員会の意見の決定をお願いするものです。

今回の案件は4件でございます。9号をお願いします。1件目の登録申出書を添付しております。申請者の住所、氏名、経営状況、家族、職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地の状況につきましては、議案書記載のとおりです。このたび農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。それでは、担当委員の議席番号6番緒方哲郎委員よりご意見をお願いします。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。この方は長年農業をされておられて、米、野菜について自家販売されている方です。地域のリーダー格でいらっしゃいますし何ら問題ないと思えます。ご審議お願いいたします。

【事務局長】

続きまして2件目です。10号をご覧ください。10号に登録申出書の写しを添付しております。登録申出者の住所・氏名、経営状況、家族、職業並びに収入等、農業収入の内訳、農器具の保有状況、あっせん希望地状況は申出書記載のとおりです。これにつきましても担当農業委員であります6番の緒方委員からご意見をお願いします。

【緒方委員】

6番の緒方です。この方は米を中心に栽培されております。米につきましては、自家販売ということで全量自分で販売されている方です。仕事もきちんとされていることから何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

【事務局長】

続きまして11頁をご覧ください。11頁に登録申出書の写しを添付しております。登録申出者の住所・氏名、経営状況、家族、職業並びに収入等、農業収入の内訳、農器具の保有状況、あっせん希望地状況は申出書記載のとおりです。こちらにつきましては新規就農に伴いあっせん登録を申出されたものです。担当農業委員の議席番号1番工藤清子委員からご意見を申し上げます。

【工藤清子委員】

1番の工藤でございます。先ほどの新規就農者でございます。経営の方は小松菜、ほうれん草、を中心に農業を頑張りたいということで、先ほど5年計画の中で目標面積が100a超という目標がありますので、今回3条で6反ほど借受けする予定であります、あと4反分をどうにかしたいということで今回登録申出されております。よろしく審議の方をお願いします。

【事務局長】

続きまして4件目です。12頁をご覧ください。12頁に登録申出書の写しを添付しております。登録申出者の住所・氏名、経営状況、家族、職業並びに収入等、農業収入の内訳、農器具の保有状況、あっせん希望地状況は申出書記載のとおりです。このたび農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。担当委員の議席番号4番工藤真理子委員よりご意見を申し上げます。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。先日、本人さんとお話をさせていただきました。ご両親が早く亡くなられていますが、従業員を雇って頑張られておられます。特に問題はないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

ただ今、あっせん登録申出につきまして事務局と担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

【会 長】

意見もないということで、あっせん登録申出書につきまして承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声～

はい、それでは、承認することに決定いたします。

(3) 議案第3号 農地法第3条許可申請について

【会 長】

次に議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案書の13頁をお願いします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものについては許可指令書を交付するものです。

案件は、所有権移転が6件、賃貸借権6件でございます。

詳細につきましては、担当より説明しますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、所有権移転の1番につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】

14ページをお願いします。今月の全ての案件は農地法第3条第2項に該当しないので、許可要件を全て満たしていると考えられます。

1番です。譲渡し人、譲り受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番につきましては、担当委員さんのご意見ををお願いします。

【永田孝子委員】

2番の永田です。5月3日の日に申請地の現地調査を今村推進委員さんと私とで行いました。よく管理されておりました。譲渡し人、譲り受け人は親子関係で同居されております。父から子への贈与ですので何ら問題ないと思います。よろしく願いします。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番につきましては、私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。譲渡し人さんは鹿児島県在住でほとんどこちらへ帰ってくるということはございません。今まで小作に出しておられ、今回譲受け人の方が隣接地をほとんど持っておられましたので、そちらの方に贈与という形で話がまとまったようです。今埋め立てをやっておられ、それが完了次第粟を植栽したいとのことで何ら問題ないと思われま。皆様のご審議よろしく願いします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申

請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13 番の緒方です。龍門地区、小木にある辺びな山の奥になります。譲渡し人さんが高齢で、住所を隈府に移しておられ、管理する者が誰もいなかった状態で、甥の譲受け人さんに管理を頼まれて贈与という形になりました。叔父から甥への贈与でございますので、問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

【会 長】

次に、4 番をお願いいたします。

【事務局】

4 番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方哲郎委員】

6 番の緒方です。この案件は親から子への贈与でございます。先日現地を見てまいりました。麦を作付けしてあり管理をきちんとしてありました。下の 3 筆については基盤整備中で作付けしてありませんでしたが、何ら問題ないと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に、5 番をお願いいたします。

【事務局】

5 番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ議案書記載の通りです。

【会 長】

5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7 番の永田です。譲渡し人譲受人は親子で父から子への贈与になります。息子さんは熊本市内におられますが、田植えなど農繁期には帰って来られ農作業に従事されております。父から子への贈与で問題無いと思われれます。よろしく申し上げます。

【会 長】

次に 6 番をお願いいたします。

【事務局】

6 番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載のとおりです。

【会 長】

6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【歌丸研一委員】

3 番の歌丸です。譲渡し人さんは高齢になって農業の縮小を考えていたところ、隣接地を小作されている譲受け人さんと話しがまとまりました。譲受け人さんは水稻を栽培している兼業農家さんです。何ら問題無いと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に賃貸借権設定の 1 番から 3 番につきましては、関連していますので一括して説明をお願いします。

【事務局】

17 号です。番号 1 番から 3 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

この案件につきましては、私の担当ですので説明いたします。14 番の丸山です。先ほど新規就農で認めていただいた方が賃貸借権設定する案件です。先ほど申しましたように田・畑全て作付けをする準備をされておりますので、耕作放棄地あたりも解消されていきました。そのようなことで何ら問題ないと思います。皆様方のご審議をお願いいたします。

【会 長】

次に 4 番について説明をお願いします。

【事務局】

4 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、それぞれ議案書記載のとおりです。

【会 長】

4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田誠一郎委員】

7 番の永田です。貸付人、借受け人は親戚関係です。相手方の要望により期間 10 年という設定の申請になりました。よろしく申し上げます。

【会 長】

次に 5 番と 6 番は関連しますので一括して説明をお願いします。

【事務局】

番号 5 番と 6 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由については、議案書記載のとおりです。

【会 長】

5 番と 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤清子委員】

1 番の工藤です。先日上野推進委員さんと現地確認をして参りました。5 番と 6 番は借受け人は先ほどの新規就農者の方でございます。貸付、借受け人双方の話で決まり賃貸借権を設定するものです。今回の農地での貸し借りは適当だと考えます。審議のほどよろしくお願ひします。

【会 長】

農地法第 3 条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

意見もないようですので、許可することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可することに決定いたします。

(4) 議案第 4 号 農地法第 4 条許可申請

【会 長】

次に、議案第 4 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第 4 号 農地法第 4 条許可申請についてです。

18 頁をお願いします。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、3 件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。

【会 長】

それでは 1 番について、説明をお願いします。

【事務局】

19 ページをご覧ください。番号 1 番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、記載のとおりです。農地区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地となります。第 1 種農地は原則不許可ですが、農業用道路ということで例外規定に該当しますので許可可能となります。既に進入路となっているため追認許可となり始末書が添付されております。位置図についてはスクリーンをご覧ください。

【会 長】

1 番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【緒方啓一委員】

13 番緒方です。6 日に会長・事務局 4 人で現地調査を行ないました。場所は女子高から 2 ㎞ぐらい東に行ったところで、陣床の村の右下にあります。現地は杉と竹藪で囲まれ、イノシシも出るし日照も悪く転用も止むおえないところです。よろしくお願ひします。

【会 長】

2番と3番について関連がありますので一括して説明をお願いします。

【事務局】

番号2番、3番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続してということで例外規定に該当しますので許可可能となります。既に進入路となっているため追認許可となり始末書が添付されております。位置図についてはスクリーンをご覧ください。

【会 長】

2番と3番につきまして担当委員さんよりご説明をお願いします。

【永田正一郎委員】

7番永田です。現地調査を5月7日、丸山会長、事務局、代理人と推進委員の方と行いました。申請地は、国道387号線とグリーンロードの交差点を熊本市内へ向って左折し、100m入った所にあります。申請者の方が平成3年にお父様名義の農地を分筆され住宅を建設されました。ところが今回住宅のリフォームを考えられ土地の登記簿を確認したところ建物の敷地の一部が今回申請の農地に入っていることが判明しました。既に建物が建っているため分筆され今回の申請に至ったものです。始末書も添付されており申請者も反省されております。どうぞご審議よろしくをお願いします。もうひとつの農業用倉庫ですけど、そちらの方も現在建っており、進入道路も利用されております。先ほど申しました住宅と隣接しており、こちらの農業用倉庫の方に一応簡易の農業機械を入れるためのビニールハウスを設置されておりましたが、台風やそのような災害によりこれでは農機具がだめになるということで、このように立派な農業用倉庫を建設されておりました。周りは自分の敷地が大半ですのでそれ以外の農地を耕作される方の同意を取られており今後問題はないと思われます。こちらも始末書が添付され大変反省されており、よろしく審議の方お願い致します。

【会 長】

農地法第4条の転用許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。意見も無いようですので私から事務局へお尋ねします。3番の案件ですが現地調査のときに永田委員よりご指摘がありました。役所の方でこうした無断転用あたりの案件については、農政課とか色々な所から話し合いの中でもう少し早期に発見は出来ないのかという意見があったと思いますが、そのようなことをそのとき事務局に伺っておりますので、そこらあたりのお考えを頂くならと思っております。

【事務局】

既に転用されている土地に一応各関係担当部局、農政課とか連絡をとり合って、こういう土地があったという情報としての連絡を行なっているところであります。一応この

ような無断転用が無いように事務局でもホームページや農業委員会だよりで出来る範囲で周知を行なっているところです。

【会 長】

はい。よろしくお願いします。他に意見はございませんか。意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

(5) 議案第5号 農地法第5条許可申請について

【会 長】

次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第5号 農地法第5条許可申請についてです。

20号をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、所有権移転4件、使用貸借権設定1件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

【会 長】

それでは所有権移転の1番、2番については関連していますので一括して説明をお願いします。

【事務局】

21号をご覧ください。所有権移転の1番と2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、菊池市役所七城支所から500m以内にある第3種農地となります。また、1番につきましては既に転用されているため追認許可として始末書が添付されております。位置図の資料については、前のスクリーンをご覧ください。

【会 長】

1番、2番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【榎田実委員】

5番の榎田です。申請地は説明にありましたように七城支所より東へ200mの間所の集落内にあります。譲受け人さんが以前住宅を建設する際に、隣接所有者と境界の立会いをせずに建設したため、住宅の一部が譲渡し人の農地に入り込んでしまいました。土地の測量をした際に分かり今回の申請になりました。始末書も添付されており、譲受け人さんも反省されております。何ら問題は無いと思われれます。皆様方のご審議をお願い致します。引き続き5番榎田です。申請地は間所の集落内で、先ほどの1番の隣接地で譲受け人さんが七城町で戸建て住宅用地を探されていたところ、譲渡し人さんと話がまとまり今回の申請になりました。申請地は4棟の建売住宅を建設する計画であり、それ

ぞれ給水は地下ボーリングを使、生活雑排水は市の下水道へ接続、雨水は地下浸透枡を設置し、オーバーフロー分は排水の放流区から同意を得られています。完成後の被害防除については、周囲にブロック塀を設置し、土砂流出防止を図られます。以上のことから何ら問題無いと考えられます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

所有権移転の3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、例外規定の1つの集落に接続して設置される住宅であるという例外規定により許可可能となります。以上です。

【会 長】

3番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は国道387号線沿いの城北自動車学校から西に600mにある農地です。譲受け人さんは父親経営の水道店に勤務されており、アパートに親と5人で住んでおられます。現在のアパートでは手狭になったため家を新築されるものです。計画の概要は、事務局から説明がありましたが周囲の農地への影響は無いと思われま。排水同意並びに隣接同意も取っており転用しても問題ないと思えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に使用貸借権の1番について説明をお願いします。

【事務局】

22番をご覧ください。使用貸借権1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、例外規定の1つ集落接続に該当しますので許可可能となります、以上です

【会 長】

1番について担当委員さんのご意見を申し上げます。

【荒木孝子委員】

15番荒木です。申請地は七城支所より北東の方へ2kmほど、迫間川に架かる水次橋の近くになります。申請者は地震により被災したことと、家族が増えたことを考えてマイホームを考えられたそうです。幸い奥さんのお父さん名義の土地がありましたので、その一部に建設できるよう話がまとまりました。給水はボーリングして地下水を使用、生活雑排水は浄化槽により処理し、雨水は市道の側溝に接続するという事です。隣接する農地の所有者からも承諾を取っております。何ら問題はないと思われま。よろし

くお願い致します。

【会 長】

農地法第5条の許可申請につきまして事務局、各担当委員さんからの説明が終わりましたがこの件につきまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けします。

～意見無し～

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

(6) 議案第6号 農用地利用集積計画（案）について

【会 長】

次に議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

6号の前に先ほど議案第5号の1番と2番で、担当者の説明の中で農地区分を七城支所から500m以内の第3種農地ということで申し上げましたが、記載のとおり第3種ではなく第2種農地の間違いですので、お詫びして訂正します。

それでは議案第6号 農用地利用集積計画（案）についてです。

23号をお願いします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画案につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議の上、委員会のご意見を決定頂くものです。

詳細につきましては、担当より、総括表の説明の後、順次、ご説明しますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

【会 長】

それでは全体の説明が終わりましたら所有権移転の1番について説明をお願いします。

【事務局】

24号をご覧ください。農用地利用集積計画総括表（案）です。今月の利用権設定は賃貸借権が26件、農地中間管理事業が3件、所有権移転が11件となっております。

それでは、所有権移転各筆明細の説明にまいります。議案書26ページをご覧ください。

1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番について、担当委員さんの意見をお願いします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。この案件は、所有権移転をする方（Aさん）は高齢で管理も出来ないため、所有権の移転を受ける方（Bさん）が何枚かの農地を管理されています。その内の1枚がこの案件ですけれども、Aさんの農地に行くのにどうしてもBさんの農地を

通らないといけないため、お互い相談が出来今回の案件となったものです。ほんのわずかな土地ですが、ここがなければトラクターや機械が入らないということですので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

【会 長】

次に2番と3番は関連していますので一括して説明をお願いします。

【事務局】

2番、3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積については議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番、3番について、担当委員さんの意見ををお願いします。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。この案件は双方の自宅に近くなるよう田んぼを交換するもので作業効率を良くするためということでした。面積的に少し違いますが、この点は双方で合意されております。以上のようなことから問題ないと思われまます。ご審議をよろしくお願ひします。

【会 長】

次に4番をお願いします。

【事務局】

4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

4番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。所有権の移転をする方はこの農地を小作に出されておりました。所有権の移転を受けられる方は隣接の農地を買いだいたいとの思いから話がまとまりました。何ら問題ないと思ひます。皆様のご審議お願ひします。

【会 長】

次に5番をお願いします。

【事務局】

5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

5番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。所有権の移転をする方は高齢で農地の処分を考へており、申請地周辺で養豚と野菜を栽培されておひ、今回所有権の移転を受ける方と話がまとまりました。所有権の移転を受ける方は後継者もおひ何ら問題ないと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

【会 長】

次に6番をお願いします。

【事務局】

6番ですけれども、所有権の移転をする方の住所が、議案検討会の数日前に変わられてまして、正しくは〇〇市△△町××番地です。議案書の訂正をお願いします。

6番です。所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

【榎田実委員】

5番の榎田です。所有権の移転をされる方は水稲と野菜を栽培されている専業農家です。規模拡大を希望していた所有権の移転を受ける方と話がまとまりました。所有権の移転を受ける方が市外在住ですが、養豚場や農地は市内にあります。現在も通い農業をされております。何ら問題はないと思われまます。皆様のご審議お願いいたします。

【会 長】

次に7番と8番は関連しますので一括して説明をお願いします。

【事務局】

27頁をご覧ください。7番、8番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

7番、8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

【守塚伸二委員】

18番の守塚です。所有権の移転をする方は水稲と花卉を長年栽培されている専業農家ですが、都合により農業経営を廃止されるため農地の処分を考えておられました。そこで隣接地を所有している所有権の移転を受ける方と話がまとまり今回の申請となりました。7番の方は水稲と野菜を栽培されている専業農家です。8番の方は水稲と花卉を栽培されている専業農家です。何ら問題ないと思ひます。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

【会 長】

次に9番をお願いします。

【事務局】

9番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

【守塚伸二委員】

18番の守塚です。所有権を移転する方、所有権の移転を受ける方は親戚関係にあります。農地の処分を考えられていた所有権の移転をする方と規模拡大をしたい所有権の移

転を受ける方と話がまとまり今回の申請となりました。何ら問題ないと思います。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に10番をお願いします。

【事務局】

10番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

10番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

【水上義夫委員】

16番の水上です。所有権の移転を受ける人と所有権の移転をする人は同じ集落で、受ける人は専業の肥育農家で何ら問題ないと思います。審議方よろしく申し上げます。

【会 長】

次に11番をお願いします。

【事務局】

11番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

11番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。所有権の移転を受ける方は酪農家であり、認定農業者としても地域農業の担い手としても頑張っておられます。親の代よりこの農地は小作されておりました。何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

【会 長】

今回の計画は只今説明がありました所有権移転11件、賃貸借権設定26件、農地中間管理事業3件でございます。しばらく時間をとりますのでご確認下さい。

【会 長】

議案の確認をしていただいたと思います。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。

～意見無し～

意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、原案のとおり承認することに決定します。

(7) 議案第7号 あっせん申出について

【会 長】

次に、議案第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

38 頁をお願いします。議案第 7 号 あっせん申出についてです。

農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせんの申し出」が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定し次のとおりあっせん委員を指名するものです。

今回の案件は、売渡し 1 件、借受け 1 件の計 2 件です。

39 頁をお願いします。1 件目の売渡し申出者の住所・氏名、売渡し農地の所在地等につきましては記載のとおりです。田約 2 反で希望価格は反当 150 万円となっております。あっせんにつきましては、農業委員 1 名と農地利用最適化推進委員 1 名を指名したいと思います。売渡し農地の所在地等から議席番号 6 番の緒方哲郎委員と担当農地利用最適化推進委員の原田真琴委員をお願いします。

次に 40 頁をお願いします。借受け申出者の住所、氏名、希望農地の所在地等、経営形態、賃借希望金額等につきましては、記載のとおりです。約 4 反です。あっせん委員につきましては希望農地の所在地等から、議席番号 1 番工藤清子委員と担当農地利用最適化推進委員の上野委員さんをお願いします。ご審議よろしくをお願いします。

次に 34 頁をお願いします。売り渡し申出者の住所・氏名、希望農地の所在地等につきましては記載のとおりです。田約 1 反半で希望価格は反当 70 万円からとなっております。あっせん委員につきましては、売渡し農地の所在地等から議席番号 4 番の守塚委員と担当農地利用最適化推進委員の田代委員にお願いしたいと考えております。ご審議方よろしくをお願いします。

【会 長】

あっせん申出について、事務局からの説明がございましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～挙手あり～

【会 長】

はいどうぞ。

【川口副会長】

17 番の川口です。あっせんにつきましては、具体的な期限、期間といたしますか、委員さんが 2 人いますが、パッと決まる場合もありますけれども、話をしても決まらない場合もあります。委員としては期間を定めて頂いて 1 回、もしダメだった場合委員会に戻すというか何か対処して頂いて、そのままダラダラしても仕方ないと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

今の川口副会長の質問ですけれども、今あっせんの申出については、申出があった場合あっせん委員 2 名を指名してあっせんを行っております。先ほど言われたように期限というのがですね正式に何年というのが定められていないため、言われるようにダラダラとした部分もありますので、今のところ基本的に農業委員さんの 3 年の任期が終わる時に 1 回整理はしたところですがけれども、今後はあっせんについては、隣接地の所有者や近接の認定農業者にあっせんを働きかけ、見つからない場合は 1 年を目処にあっせんを打ち切り、希望者の方に返すという方向で考えております。またご相談させていた

でございますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】

他にはございませんか。意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは「あっせん申出」につきましては承認し、あっせん委員には只今事務局から提案がありましたように、1件目は、緒方哲郎委員と原田真琴推進委員を、2件目の案件につきましては、工藤清子委員と上野昭雄推進委員をそれぞれ指名することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

只今ご承認をいただきましたとおり、あっせん委員として指名することに決定いたします。

(8) 議案第8号 非農地通知について

【会 長】

次に議案第8号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

41 頁をお願いします。農地・非農地の判断について審議のうえ委員会の意見を決定するものです。

非農地通知についてご説明します。非農地とは、農地パトロール等の現地調査の結果、農地として「再生困難」とした土地で永年耕作放棄した農地で①森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。②①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合で、農業委員会が非農地と判断し総会で議決した案件について、所有者、法務局、県、市へ非農地である旨の通知を発出し、所有者において地目変更登記をする制度です。41 頁をお願いします。農地・非農地の判断について審議のうえ委員会の意見を決定するものです。案件は1件です。詳細につきましては、担当より説明しますのでご審議の程よろしくをお願いします。

【事務局】

1 番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、所有者、現地確認日等は議案書記載のとおりです。

【会 長】

1 番、2 番について、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7 番永田です。先月の 25 日に西山推進委員、事務局と現地確認を行ないました。場所は、森北工業団地の南側に位置し森林化しており、隣接地も山林で、非農地も止むを得ないかと思えます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

【会 長】

議案第8号について、事務局、担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

【会 長】

意見も無いようですので非農地通知については、承認することにご異議ございませんか。
～異議なしの声～

それでは非農地通知については、承認することに決定いたします。

(9) 議案第9号 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に係る基本計画の変更に伴う意見について

【会 長】

次に議案第9号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局】

44頁をお願いします。農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づき、別紙事業計画書について、菊池市長から農地転用の見込みについて意見を求められましたのでご審議のうえ委員会の意見を決定するものです。

本議案につきましては、小水力発電施設への転用案件で原則農地法第5条の許可申請が必要となりますが、菊池市が作成する農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画で設置される小水力発電施設については、許可不要となります。ただし、計画地が農地の場合は、事前に農業上の支障の有無等農業委員会の転用見込みについての意見聴取が必要となるため今回上程したものです。内容について差替え後の別紙事業計画書により説明します。

事業申請者は熊本いいくに県民発電所株式会社で、転用目的は小水力発電施設の設置です。農地区分は10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地で第1種農地です。施設の概要については、ヘッドタンク敷地162㎡、発電施設用地343㎡です。給排水計画についてはありません。雨水はヘッドタンクで集水し発電用に利用されます。生活雑排水、汚水等は発生しません。被害防除計画については、大きな造成工事も伴わないため、特別な対策は必要ありません。完成後の被害防除対策については、原井手から取水しますが、原井手管理委員会からは農業用水の余剰分のみ利用するという事で合意書及び排水同意書が添付されています。また間の田2筆については、水管を地下に埋設するため別途地上権設定のため農地法第3条の許可が必要となります。以上事業計画について、農業委員さんのご意見、ご審議のほどよろしくをお願いします。

【会 長】

議案第9号について、事務局からの説明が終わりましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

はいどうぞ。

【永田正一郎委員】

今回の小水力発電については、原井手管理委員会の同意書はついてますが、竜門ダム関

係と土地改良区からの同意は必要ないんですか。

【事務局長】

ただいまの質問ですが、農政課から再生可能エネルギー担当の岩永係長が出席しておりますので回答をお願いします。

【岩永係長】

永田委員さんからのご質問ですが、今回の小水力発電施設については、原井出手用水からの取水で、竜門ダムからの取水とはなっていないので関係ありません。また菊池市土地改良区についても直接関係していませんので、同意等の必要はございません。

【会 長】

他にございませんか。

はいどうぞ。

【高山悦子委員】

11番の高山です。今までの説明では何を意見決定すればいいのか。また小水力発電施設の計画の流れがどうなっているのかもよくわからないので、フロー図等で説明して頂くなりしないと理解できません。これでは、私としては他の委員さんが承認しても承認できません。

【事務局長】

高山委員さんからのご意見ですが、確かに再生可能エネルギー発電設備に係る農地転用の取扱いについても資料が無く、委員さんも何を根拠に意見決定すればいいのかわからないと思いますので、来月フロー図等の資料を準備し再度審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【会 長】

只今、事務局から来月再度審議をお願いしたいとの申出がありましたが、継続審議とすることにご異議ございませんか。

～異議なしの声～

それでは、来月再度審議することに致します。

(10) 報告案件について

【会 長】

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告案件です。54 号をお願い致します。今回は3件です

第1号「許可不要転用届出」について

55 号から 56 号をお願いいたします。今回は1件です。土地の所在地、地番等々（登記及び現況の地目、面積、所有者）については、議案書記載のとおりです。今回案件は「2の当該規定」にありますように、農地法第4条第1項第8号及び同施行規則第29条第1項1号の規定により、農業用作業場として転用するもので許可不要となります。

第2号「土地改良届」について

57 号をお願いします。今回は1件です。土地改良とは、「農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為で、農地の所有者または耕作者が行なう農地の盛土、掘削の行為であって、具体的には農地の埋め立てをして田から畑に転換したり上質の土に入れ替え土壌改良すること」を言います。この行為を行なう時には事前に農業委員会に届出して頂く必要があります。詳細は議案書のとおりです。

第3号「合意解約」について

58 号から 61 号をお願いします。農地法第18条の規定による合意解約の通知があったものです。今回は全部で13件となっています。

地目ごとの面積は、田が22筆で27,185㎡、畑3筆7,280㎡です。尚、詳細については議案書記載のとおりです。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

【会 長】

只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

意見等もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日議案は全て終わりましたが、その他で何かご意見お尋ねやご意見等がありましたらお受けします。

それでは委員の皆さんご起立をお願いします。これをもちまして第5回農業委員会を閉会します。ご苦労様でした。

平成30年5月10日

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩